

1. 議 事 日 程（4日目）

（令和5年那智勝浦町議会第3回定例会）

令和5年9月13日

9時30分 開 議

於 議 場

日程第1	報告第19号	専決処分（令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号））した事件の承認について……………	127
日程第2	議案第50号	那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条例……………	132
日程第3	議案第51号	那智勝浦町税条例の一部を改正する条例……………	134
日程第4	議案第52号	令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）……………	135
日程第5	議案第53号	令和5年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）……………	157
日程第6	議案第54号	令和5年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）……………	159
日程第7	議案第55号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	161
日程第8	議案第56号	教育委員会委員の任命について……………	161

2. 出席議員は次のとおりである。（11名）

1番	引地稔治	2番	吾妻正崇
3番	城本和男	4番	曾根和仁
5番	藤社和美	6番	西太吉
7番	加藤康高	8番	東信介
9番	松本和彦	10番	津本・光
11番	勝山則子		

3. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名（17名）

町 長	堀 順一郎	副 町 長	瀧 本 雄 之
教 育 長	岡 田 秀 洋	参事（総務課長）	塩 崎 圭 祐
総務課防災対策室長	増 田 晋	税務課副課長	寺 地 規 喜
住 民 課 長	太 田 貴 郎	福 祉 課 長	仲 紀 彦
こども未来課長	竹 原 大 二	観 光 企 画 課 長	吉 中 秀 郎
農 林 水 産 課 長	村 井 弘 和	建 設 課 長	楠 本 定
会 計 管 理 者	榎 本 直 子	消 防 長	湯 川 辰 也
教 育 次 長	田 中 逸 雄	水 道 課 長	村 上 茂
病 院 事 務 長	寺 本 齐 弘		

4. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（3名）

事 務 局 長	寺 本 尚 史
---------	---------

事務局主任 上 仲 映 豪

事務局主査 北 郡 克 至

~~~~~ ○ ~~~~~

[4番曾根和仁議長席に着く]

○議長（曾根和仁君） おはようございます。

傍聴者の皆様をお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載しております傍聴人規則を遵守し、携帯電話の電源はお切りいただき、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時30分 開議

○議長（曾根和仁君） ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程に入る前に、昨日の報告第18号那智勝浦冷蔵株式会社経営状況について、2番議員よりの質疑に対する補足をしたいとの申出が農林水産課長よりありました。

お諮りします。

農林水産課長より補足を受けることについて御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、農林水産課長の補足を許可します。

農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 貴重なお時間をいただき誠にありがとうございます。

昨日、報告第18号那智勝浦冷蔵株式会社経営状況につきまして吾妻議員より質問のありました件について補足申し上げます。

8ページになります。お願いします。

8ページの貸借対照表の前年度比較で、上から6段目の普通預金、その下の売掛金というところになります。売掛金の小売保管料、餌料についての質問だったというふうに思います。

昨日、冷蔵株式会社に確認をしましたところ、小売保管料、餌料ともに3月分の販売分となります。入金日が4月になったため処理がこのような記載になっております。入金につきましても全て入金済みとの確認ができておりますので御報告申し上げます。

補足は以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 補足を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 報告第19号 専決処分（令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号））した事件の承認について

○議長（曾根和仁君） 日程第1、報告第19号専決処分（令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号））した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 報告第19号について御説明申し上げます。

報告第19号専決処分（令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号））した事件の承認について、次の専決処分書をつけてございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年7月14日に専決処分を行いました。

次の1ページをお願いいたします。

令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ525万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ98億3,180万8,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款15国庫支出金の補正でございます。歳入合計は、補正前の額98億2,655万8,000円に補正額525万円を増額し、98億3,180万8,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款2総務費の補正でございます。歳出合計は、補正前の額、補正額、計とも歳入合計と同じでございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括。このページの歳入、次のページの歳出それぞれ525万円の増額補正でございます。

5ページの歳出補正額の財源内訳でございますが、全額国県支出金でございます。

6ページをお願いいたします。

2の歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節7地域脱炭素移行・再エネ推進交付金525万円の増額につきましては、脱炭素に向けた重点対策加速化事業補助金事業実施に当たり、6か年にわたる計画事業間での流用を念頭に、国に前倒し国庫補助の協議を行った上、交付を受け入れる見込みで、補助率は10の10となっております。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節18負担金、補助及び交付金525万円の増額につきましては、重点対策加速化事業について、当初想定を超えて多くの住民の方、事業者の方から申請を受けたことから増額補正の専決処分を行ったものでございます。

観光企画課関係資料のA3横の資料を御覧ください。

今年度の7月10日から受付を開始しました重点対策加速化事業ですが、⑤の高効率空調設備（エアコン）につきまして、当初の想定を大きく超える申請を7月14日時点で確認したため、資料右端のとおり想定件数を変更し、増額の専決処分を行わせていただいたものでござい

す。

観光企画課関係は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

1 番引地君。

○1 番（引地稔治君） すいません、確認です。

ほんで、この事業って5年でした、3年でした、5年。

〔「6年」と呼ぶ者あり〕

6年ですか。ほんで、ほかのやつあるでしょう、1から6ですね、これに関してどのような状況やったかお聞かせください。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 1から6の項目についての申請状況についての御質問かと思えます。

御申請を多数いただきましたのが、⑤のエアコンに関する民間事業者の方向け、それから個人の住民方向けの申請が最も多数を集めてございます。次に多かったのが6番の高効率給湯器、こちらの個人向けの事業についての申請も当初の想定を超えて御申請をいただいたものです。

1から4にかけての太陽光発電設備、それに付随する蓄電池やE V関係の補助につきましては今のところまだお問合せはいただいたところで、何件かのお問合せはございましたが、申請に至ったものは現時点ではまだないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 1 番引地君。

○1 番（引地稔治君） そうしたらね、来年度の事業計画のときによ、この1番から4番というやつは件数減って、金額も減って、5番のやつを修正、補正したように増やす、来年度は増やすのか。ほんでまあ6番は多少あったという、その金額で置いていくんか、そういうところはどうのように考えておられるのか。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） お答えをいたします。

基本的には、6か年において達成すべき事業計画上の目標というものがございまして、6か年において少なくとも最低限500キロワット分の再エネ発電の導入は達成してくださいというふうな国からの条件がございます。そこは確保しつつ、事業間での流用については柔軟に取り組んでいただいても、協議は必要ですが、柔軟に対応してくださいというふうなお話も国からいただいておりますので、そこは6か年での予算上の上限というものもございまして、そこは実績、申請実績等を踏まえながら柔軟に、できる限りお住まいなってる方のメリットあるような形で取り組んでまいりたいというふうには考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

8番東君。

○8番（東 信介君） 何点かお聞きします。

一点追加されたんですけれど、6年間で500キロワット、今年、この専決分でどのぐらいのワット数が削減されたのかと、もう一点は、これ1番から5番というのは電気屋さんで6番はガス屋さんというような簡単に思ってたらええんかというのと、3点目は、これ告知されたのが、多分これ7月10日が開始日やったんですけれど、多分回覧板とホームページで告知されてあるんやと思うんですけれど、何人かからお電話いただいて、申請したらもう受付終了してましたと言うて、うちのほうは回覧板が回るのが11軒とか12軒とかあって回ってくるところが遅いんですけれど、その辺回覧板が回した、どのぐらいのときに回したやつと受付とのこの整合性ですか、その辺お聞きしたいんですけれど。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） お答えをいたします。

今現状、再エネの導入量がどれぐらいかという御質問でございますが、現時点においては、補助金の交付申請もございませんので0キロワットという状況でございます。

歳入につきましては、住民の方、事業者の方向けの補助、これは、6か年継続してまいりますが、それと併せて町有施設等の屋上への自家消費型の太陽光発電の導入等も本事業計画には当初から予定されてございますので、次年度以降そうした取組も通じて、計画数量の達成に向けて取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

2点目の、事業の、補助事業の5番目、6番目についてはどういった事業者なのかということでございますが、主となるのは、エアコンについてはもちろん電気事業者の方で、給湯器に関しては、こちらはですね、ガス屋さんの場合もあれば電気の場合もあるというような形になるかと思えます。また、エアコンに関してもガス事業者様がエアコンの設置事業を実施されている場合もございますので、そこはクロスオーバーしてるかなというふうに思っております。

3つ目の補助事業開始の回覧のスタート日でございますが、7月5日付の回覧で申請の内容について回覧で周知をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 8番東君。

○8番（東 信介君） 告知についてはもうちょっと余裕を持ってもらいたいですね。本当に12軒も軒数があったら、回ってきたら、19日ぐらいに終わったんかな、エアコンのほうは。もう終わってたって、終わりましたという声をちょくちょく聞くんで、あんまり公平性がないんちゃうかなと思うんで、その辺はもうちょっと早く回覧板を回していただきたいです。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 御指摘ももっともかと思えます。最終的に申請の受付を締め切ったのが19日ということでございまして、開始から10日余りで予算の上限に達してしまったということでございますので、次年度の実施に向けては、回覧の開始を年度当初から事業実施でき

ますので、できるだけ早めて、事業のスタートタイミングを回覧終了後、しばらく時間を取って開始できるような形を考えてまいりたいと思いますのでどうかよろしくお願いたします。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

7番加藤君。

○7番（加藤康高君） すいません、一件だけ。

これ6か年でいろいろ事業を進めていくと思うんですけども、今回このエアコン等はたくさんの方から応募があったということで、先ほど話ありましたが、流用して臨機応変に使えるということであれば、次年度、いろいろ見ていると防熱であったりとかいろいろ予定はあったと思うんですけども、今回こういうふうにたくさん応募があつてできなかったということであれば、次年度もこのエアコンとかもまた同じ項目で出せるのか、そこら辺はどういう方向になっているかちょっとお知らせください。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 年度間での6か年事業計画における流用についての御質問かと思ひます。

6か年においてエアコンの導入目標というのを年間、例えば個人向けであればですね、6か年で120台というふうな想定で実施してまいりまして、年度間の流用においても、一定その6か年でのエアコンの枠というのがございますので、まずはその枠内で前倒しでそれを消化していくという形になろうかと思ひます。ただ、そうはいいまして事業間において濃淡がございますので、一定その薄いところから濃いところへの流用ということは柔軟に協議を国とも進めてまいりたいと考えてございますが、再エネの発電導入に関しましては、さきに申し上げましたとおり、最低限500キロワットは達成してくださいというようなお話もございますので、そこは守りつつ、柔軟に対応してまいりたいというふうにご考慮してございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

報告第19号について原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第50号 那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第2、議案第50号那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 議案第50号について御説明申し上げます。

〔議案第50号朗読〕

今回の条例改正につきましては、町営バス色川線と太田線に係るものでございます。

最初に、新旧対照表を御覧願います。

色川線につきましては、冬季、冬場において道路の一部が凍結することがあることから、一部経路を変更して運行しているところでございます。

2ページ、3ページの別表第1は、通常期の料金でございます。

3ページの改正前におきましては、料金表として4月から11月としておりましたが、2ページの改正後の料金表として3月から11月に改めるものでございます。

4ページ、5ページは、別表第2、冬場、冬季の料金表でございます。

5ページの改正前において、料金表といたしまして12月から3月としておりましたが、4ページの改正後の料金表として12月から2月に改めるものでございます。こちら現状を鑑みまして、3月については通常期の運行に改め、12月から2月の3か月を冬季とするものでございます。

続きまして、6ページから7ページの別表3につきましては太田線に係るものでございます。こちらにつきましては別添えの資料のほうで説明させていただきます。

A4横置き、カラー刷りの資料のほうを御覧願います。

まず1点目は、路線の変更でございます。太田線につきましては小匠から那智駅までの経路でございますが、資料では小匠―太地駅間を赤色で示してございます。今回、青色の部分、役場太田出張所から太田の郷を経由し、内ラ地地区を周回し、農協太田支所を通り、戻るルートを増長するものでございます。現在、太田の郷が地域の活動拠点となっており、利便性を考慮して延長するものでございます。

もう一点は、停留所の追加、名称変更、撤去でございます。青色の部分、今回の路線延長に伴い、太田の郷のバス停を設置いたします。また、太田線につきましては小匠から下里大橋はフリー乗降区間となっております。路線上どこでも乗り降りが可能なことから、緑色の部分、下長井、高遠井、中の川、太田橋の停留所について、管理面を考慮して撤去いたします。そして、紫色の天理教前の停留所名を中ノ川に変更するものでございます。

最後に附則といたしまして、この条例は令和5年10月1日から施行するものとしてござい

す。

説明は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 今回は路線変更も大きなことやと思うんですけど、この新設で南大居の周回が入ったということで、他の地域からの要望も出てるのかと、それが出てるのであれば、やはり考えていくのか、だけどコースが多くなってきたらやはり乗降時間も長くなるので、町バス以外の選択ということも今後考えていっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 町営バスに係りますほかの路線の関係ということでございます。

町営バスにつきましては、議員おっしゃいますとおり他の地区からも多くの要望は頂戴しているところでございます。私どもといたしましては、やはり町内全路線、全地区を公平に考えたいというところで進めてございます、その辺、当然また費用面、経費面も考えざるを得ないところがございます。利用状況を見ながら、公平公正なことを一番に念頭に置きつつ、その必要性を鑑みて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 5番藤社君。

○5番（藤社和美君） 公平公正はもう十分分かります。たくさん出ているということで、先ほども言いましたが町バス以外の選択ということも出てくると思うんですけど、そういう話が出てきていますか。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） お答えいたします。町営バス以外のものということでございます。

当然、乗合バス、乗合タクシーなり、そういうようなことというのも当然考え得る手段ではあるというふうには考えてございます。現時点で、具体的にどのような手段を用いるというようなどころまでは至ってはおりませんが、当然将来的には何らかの形、バス以外の形というものも当然考えられるものというふうにこちらでは考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第50号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第51号 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例

○議長（曾根和仁君） 日程第3、議案第51号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

税務課副課長寺地君。

○税務課副課長（寺地規喜君） 議案第51号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町税条例（昭和43年条例第1号）の一部を別紙のとおり改正する。

議案第51号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

改正の資料としまして新旧対照表をお配りさせていただいております。そちらのほうで説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

今回の改正目的につきましては、空き家の適正管理が問題となっておるところでございますが、空き家対策の一つといたしまして、不良空き家等の除却促進に向けまして、固定資産税の減免施策を検討しておるところでございます。固定資産税の減免につきましては条例第71条に記載されておりますが、減免事由について整備を行うものとなっております。

改正内容でございますが、新旧対照表、第71条（固定資産税の減免）につきまして、改正前、第1項第1号中、下線部分、その他特別の事情がある者を改正後削りまして、第3号の次に改正後の下線部分、その他町長が特に必要と認める固定資産を加えるものがございます。

第4号の追加につきましては、公益上の事由により必要がある場合に限り、町長が特に認める場合は固定資産税を減免するという規定を新たに設けるもので、併せまして第1号の改正につきましては総務省の条例例に合わせまして文言の整理を行うものがございます。

なお、詳細につきましては別途要項にて定める予定としております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

8番東君。

○8番（東 信介君） すいません、71条の1項のところの公私の扶助を受けるって、これ生活保護を受けてたらこれ固定資産の減免になるのかなと思って、公私と言ったら私的扶助も入って

くることやさか、両方とも受けてなかったらこの減免には入っていかんのかなというのを聞きします。

○議長（曾根和仁君） 税務課副課長寺地君。

○税務課副課長（寺地規喜君） 説明させていただきます。

第71号第1項第1号の公私の扶助。貧困により生活のため公私の扶助を受ける者でございますが、総務省から発出されております条例例及びその解説におきましては、これにつきまして生活保護を受けている方は対象とするものと規定されておりまして、生活保護を受けている方は固定資産税の減免を受けられるということになってございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 8番東君。

○8番（東 信介君） ちょっと何か知り合いで話をしたことがあるんで疑問に思ったんですけど、生活保護を受けている方というのは私的扶助を断られた方というのが結構多いんで、ここで何で公私の「私」が入ったのかなと思ってちょっと疑問に思ったんですけど、これもう説明結構です。

○議長（曾根和仁君） 答弁、結構です。

○8番（東 信介君） 答弁結構です。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第51号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第52号 令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）

○議長（曾根和仁君） 日程第4、議案第52号令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 議案第52号令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,663万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億5,844万5,000円とするものでございます。

第2条では債務負担行為、第3条では地方債の補正をお願いしてございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入でございませう。

款11地方交付税から款22町債まで、歳入合計で補正前の額98億3,180万8,000円に補正額1億2,663万7,000円を追加し、計で99億5,844万5,000円とするものでございませう。

3ページをお願いいたします。

歳出でございませう。

款2の総務費から、次の4ページの款10災害復旧費までの補正で、歳出合計は、補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございませう。

5ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為でございませう。新たに中学校給食調理等業務委託について、令和6年度から令和8年度までの期間において7,920万円を限度額とする債務負担行為を設定するものでございませう。

6ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正でございませう。起債の目的欄、一般補助施設整備等事業と現年単独災害復旧事業で補正し、起債の補正前の限度額、計12億6,746万2,000円に1,720万円を増額し、補正後の限度額を12億8,466万2,000円とするものでございませう。

7ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございませう。

1、総括として、このページの歳入と、次の8ページの歳出について、それぞれ1億2,663万7,000円を増額をお願いしてございませう。

8ページ、歳出の補正額の財源内訳でございませうが、国県支出金2,196万3,000円、地方債1,720万円、その他690万円、一般財源は8,057万4,000円となつてございませう。

9ページをお願いいたします。

2、歳入でございませう。

総務課の関係について御説明申し上げます。

款11地方交付税、目1地方交付税、補正額は7,889万4,000円を増額で、計で34億4,510万6,000円とするものでございませう。

12ページをお願いいたします。

款22町債、目1総務債並びに目10災害復旧債で、合計1,720万円を増額補正をお願いしてございませう。説明欄記載の各事業の財源として補正をお願いするものでございませう。

13ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で142万2,000円の増額補正をお願いしてございます。町長のスペイン国への出張に伴う旅費ほか関係費用でございます。出張内容の詳細につきましては後ほど観光企画課より御説明申し上げます。

目3財産管理費、節10需用費100万円につきましては、施設修繕料としてお願いしてございます。令和5年8月の台風7号により旧下里出張所ほか総務課所管施設における外壁や屋根の破損等の修繕費用をお願いするものでございます。なお、町村会建物災害共済より保険金対応の予定でございます。

目10町営バス運行費で118万円の増額補正をお願いしてございます。

先ほどの議案第58号那智勝浦町営バスの運行に関する条例の一部を改正する条例で御可決賜りました太田線の路線変更に伴うものでございます。節10需用費100万円のうち印刷製本費は、バス路線図と時刻表の印刷費用でございます。修繕料につきましては、停留所標識の改修費用でございます。

次の14ページをお願いいたします。

節12委託料の18万円につきましては、太田線路線延長及び時刻表の改正による運行委託料の増額分を見込んでございます。

最後の20ページをお願いいたします。

債務負担行為で、翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

第2表の債務負担行為で御説明申し上げたところでございますが、令和5年度において新たに中学校給食調理等業務委託について、令和6年度から令和8年度までの期間において7,920万円を限度額とする債務負担行為を設定するものでございます。

総務課からの説明は以上でございます。どうかよろしく御願ひ申し上げます。

○議長（曾根和仁君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 5ページの第2表、債務負担行為補正につきまして補足の御説明をさせていただきます。

令和2年度から実施しております中学校給食でございますが、調理員や栄養士の人員確保が計画どおり進まず、供給体制に不安を抱えております。今後将来にわたり給食の安定供給を図っていくため、令和6年度より給食調理業務を専門的に行う業者への業務委託を考えております。令和5年度中に業者選定をする必要があることから債務負担行為をお願いするものです。

期間は令和6年度から令和8年度までの3年間、限度額は7,920万円でございます。単年度では2,640万円となりますが、その内訳は人件費が2,309万9,000円、需用費110万5,000円、役員費44万2,000円、管理費158万7,000円、その他16万7,000円でございます。予定としましては、公募プロポーザルにて今年12月をめどに業者を決定して、来年度1学期の給食から業務委託したいと考えております。

なお、食材調達につきましてはこれまでと同様、教育委員会において町内業者の登録制により行う予定でございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（曾根和仁君） 防災対策室長増田君。

○総務課防災対策室長（増田 晋君） 防災対策室の関係について御説明申し上げます。

18ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8 消防費、項1 消防費、目5 災害対策費、節18負担金、補助及び交付金の補正額30万円につきましては、説明欄記載の自主防災組織補助金で、自主防災組織活動等、地域防災力の向上のために取り組む組織や個人に対し補助金を交付するものでございます。防災士の育成に要する経費も対象としておりまして、今年度、防災士の資格取得に向け講座を受講する者が増えたため増額補正をお願いするものでございます。

防災対策室の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（曾根和仁君） 住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 住民課分について御説明させていただきます。

14ページをお願いします。

歳出です。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目8 重度心身障害児者福祉医療費の補正額12万8,000円は、令和4年度分県支出金の精算に係る返納金でございます。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○議長（曾根和仁君） 福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 福祉課の関係につきまして御説明いたします。

9ページをお願いします。

歳入です。

下段の款15国庫支出金、項1 国負担金、目1 民生費国庫負担金、節8 低所得者保険料軽減負担金33万3,000円と、次の10ページをお願いします、下段の款16県支出金、項1 県負担金、目2 民生費負担金、節9 低所得者保険料軽減負担金16万6,000円は、所得の低い方への令和4年度の介護保険料軽減額に対する国県負担金の額の確定による追加交付分を受け入れるものでございます。

14ページをお願いします。

歳出です。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目3 老人福祉費、節22償還金、利子及び割引料11万5,000円は、令和4年度高齢者地域福祉推進事業補助金等の額の確定による返納金でございます。節27繰出金66万7,000円は、先ほど歳入で説明いたしました令和4年度低所得者保険料軽減負担金の国、県の追加交付分に町の負担分を合わせて介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。

目7障害者福祉費、節22償還金、利子及び割引料9万5,000円は、令和4年度ひきこもり支援推進事業補助金の額の確定による返納金でございます。

15ページをお願いします。

下段になります。款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節22償還金、利子及び割引料21万9,000円は、令和4年度感染症予防事業費等補助金の額の確定による返納金でございます。

目5健康推進費、節22償還金、利子及び割引料7万1,000円は、令和4年度健康増進事業費補助金の額の確定による返納金でございます。

福祉課の関係は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） こども未来課の関係について御説明申し上げます。

9ページ目の下段をお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金、節9子育てのための施設等利用給付交付金20万3,000円は、認可外保育施設を利用している1名分の保育料に係る2分の1の国負担金でございます。交付金の概要につきましては後ほど歳出のほうで御説明させていただきます。

次に、10ページ下段をお願いいたします。

款16県支出金、項1県負担金、目2民生費負担金、節12子育てのための施設等利用給付交付金10万1,000円は、国庫負担金と同様の県負担分で4分の1の補助金でございます。

次に、15ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、節18負担金、補助及び交付金は40万7,000円でございます。説明欄記載の子育てのための施設等利用給付交付金につきましては、3歳以上児等の保育料無償に該当する児童が認可外保育施設等を利用し支払った利用料につきまして、利用費の請求をいただくことで給付上限額までの範囲で給付金を支給するものでございます。今年度見込まれる町外施設利用者1名分、月額3万7,000円の11か月分をお願いするものでございます。その下、節22償還金、利子及び割引料130万3,000円は、令和4年度の子ども・子育て支援交付金等に係る額の確定による返納金でございます。

次の目5低所得子育て世帯生活支援事業費、節22償還金、利子及び割引料41万5,000円につきましては、令和4年度に実施いたしました低所得の子育て世帯に対する子育て世帯支援特別給付金の額の確定による返納金でございます。

こども未来課の関係については以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） 農林水産課の関係について御説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目7森林環境譲与税基金繰入金、節1森林環境譲与税基金繰入金、補正額690万円につきましては、備考欄記載のとおり、基金を取崩し森林環境整備費に充当するものでございます。内容につきましてはこの後歳出のほうで説明いたします。

16ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節11役務費8万1,000円につきましては、タブレットを使用した現地調査用の通信費用となっております。

その下、款5農林水産業費、項2林業費、目3森林環境整備費、節12委託料680万円のうち、説明欄記載のベンチ製作設置委託380万円につきましては、町内主要施設などに50脚のベンチを設置する予定でございます。今回その製作設置費用をお願いするものです。なお、製作に当たりましては紀州材の使用及び町内業者での施行を予定しております。また、説明欄記載の立木伐採業務委託300万円につきましては、下里天満地区の防風林の松が松くい虫や立ち枯れなどで倒木のおそれがあるため、約20本の伐採及び処分費用をお願いするものでございます。節17備品購入費10万円につきましては、先ほど説明しましたベンチ製作に伴い、完成したベンチに、紀州材、そして森林環境譲与税を使用しています那智勝浦町という2種類の焼き印を押印するためのものでございます。いずれも先ほど歳入のほうで説明しました森林環境譲与税基金を取崩し財源としております。

続きまして、19ページをお願いいたします。

また、資料としまして、農林水産課関係A4、1枚物の位置図を添付しておりますので、併せて御参照のほうをよろしくをお願いいたします。位置図のほう、御確認できておりますでしょうか。ありがとうございます。

款10災害復旧費、項1農林水産施設災害復旧費、目1町単独農林水産施設災害復旧費、節14工事請負費640万円につきましては、当初予算の100万円を4月末の大雨による市野々地区災害復旧にほぼ支出しましたので、今後予想される災害復旧費としまして100万円、また残り540万円につきましては、先月の台風7号により林道への倒木の伐採、そして土砂撤去、また道路の路面復旧など、12か所における工事費をお願いするものでございます。

農林水産課からは以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

歳入です。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節3地方創生推進交付金1,909万8,000円につきましては、地方再生法に基づく交付金で補助対象事業の2分の1が国から補助されるものでございます。和歌山県、串本町と連携する民間ロケット発射場を核とした地方創生プロジェクト事業として、公式見学場である旧浦神小学校の体育館解体撤去工事に対

し交付を受けるものでございます。詳細は後ほど歳出で御説明させていただきます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

歳出です。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費におきまして5,950万円の増額補正をお願いして
ございます。内訳としまして、節14工事請負費5,850万円が歳入で触れました旧浦神小学校体
育館解体工事でございます。

観光企画課関係資料を御覧ください。

こちらの2ページに施設の概要及び工事の概要、それから3ページからのA3横の用紙に施
設の位置図及び現況の写真等を添付してございます。

旧浦神小学校の敷地を今後有効活用していくため、老朽化した体育館約605平米並びに附属
の渡り廊下、それから敷地内遊具など併せて解体撤去するほか、体育館の跡地、こちらを含む
約1,260平米の舗装を行うことで民間ロケット打ち上げ公式見学場として見学者の安全性向上
とともに、同地の有効活用は今後資することを目的としてございます。なお、工事総額
5,850万円のうち、歳入でも触れましたように補助対象経費3,819万7,000円の2分の1となる
1,909万8,000円について地方創生推進交付金を活用する見込みでございます。

工事総額全体が補助対象となっていない理由でございますが、体育館について昨年12月、外
壁アスベスト含有分析調査を依頼し報告を受けてございましたが、アスベスト含有建材撤去に
つきましては工法により費用が異なってまいりますので、令和5年度に入りまして解体工事設
計委託業務、こちらを通じ費用の算出を行いましたところ、8月末において当初想定を大きく
上回ることが判明したことが一因でございます。現在、国に対しまして変更交付申請を提出す
べく手続中でありまして、国の承認を得られた場合におきましては10月にも変更交付申請を
行った上、改めて12月議会において歳入の追加補正をお願いしてまいりたいと考えてございま
す。

それでは、予算書の13ページにお戻りください。

節18負担金、補助及び交付金、説明欄記載の観光コンテンツ造成支援事業補助金100万円
でございます。

関係資料の1ページ並びに6ページのほうを御参照ください。

観光事業者が地域関係者と連携してインバウンド向けに地域観光資源を磨き上げる取組を支
援する観光庁補助事業を活用したものでございまして、事業実施主体は一般社団法人ジャパン
ショッピングツーリズム協会でございます。事業総額1,400万円から国庫補助額900万円を除い
た自己負担分500万円の一部としまして、当町では100万円を負担するものでございます。

関係資料6ページに事業概要がございまして、打ち上げが予定されておりますロケット「カ
イロス」を活用したインバウンドの地方誘客や、観光消費拡大を促進するため、観光庁が公募
してございましたインバウンドの地方誘客や地方消費拡大に向けた観光コンテンツ造成支援事業
を活用しまして、インバウンド向け、販路の基盤確立、それからインバウンド向けに説明冊子
等、配布物等の多言語化など受入れ環境の整備を行うことを予定してございます。

当初予算で御承認賜りました那智山地区でございます令和3年度以降使用されていない昭和30年度に建設されました那智第3団地木造平家建5戸の解体につきまして、当初は、建物や倉庫の基礎、そして敷地の土間などのコンクリートを残して解体する予定でございましたが、それらを撤去し、景観に配慮したい旨、和歌山県の担当課に相談しましたところ、その取り壊しと運搬処分に係る費用の補助を追加していただけることになりましたので、説明欄記載、公営住宅等ストック総合改善事業補助金の増額をお願いするものでございます。

11ページ下段をお願いいたします。

款21諸収入、項4雑入、目1雑入、補正額168万円は、和歌山県からの道路照明灯電気料金の返還でございます。昨年5月に大阪府の道路照明灯電気料金過払い報道を受け、和歌山県が県道の道路照明電気料金支払い状況を調査した結果、国土交通省や本町を含め県内15の市町に道路管理を移管した後も県が料金を払い続けていたもの、そしてまた、それとは逆に県が支払うべき料金を本町ほか1市が支払っていることが判明しましたので、和歌山県と協議の結果、時効分を除く10年分の電気料金を返還されるものでございます。返還される電気料金につきましては、体育文化会館沿いの県道那智山勝浦線にございます道路照明灯20件分でございます。なお、本町から和歌山県に返還することになる電気料金も今回の歳出予算に計上させていただきますので後ほど御説明申し上げます。

17ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費、補正額190万6,000円の増額をお願いするものでございます。内訳としまして、節10需用費30万円は、浜ノ宮地内の国道42号からループして那智漁港に向かう町道などの盛土のり面や、町管理排水路のり面に設置する防草シートなどの材料代でございます。そして、節12委託料160万6,000円は、下里地内の県道と町道との見通しの悪いT字交差点付近の道路整備に向け、その一角に隣接する地籍調査で筆界未定となっています民有地13筆と、里道水路それぞれ1か所を合わせまして約2,671.5平方メートル分の筆界未定解消を伴う用地測量業務委託費をお願いするものでございます。

続きまして、下段の項2道路橋梁費、目1道路維持費、補正額1,161万4,000円の増額をお願いするものでございます。内訳としまして、節14工事請負費1,100万円は、説明欄記載、町道の小規模な側溝修繕や舗装等の路面補修及び土砂撤去等の費用でございます。節18負担金、補助及び交付金61万4,000円は、歳入の雑入で御説明させていただきました、和歌山県が本町に道路管理移管後も県が支払いしていました道路照明灯の電気料金を県に返還する予算をお願いさせていただいております。返還する電気料金につきましては、川関橋ー那智の郷区側から天満中村地区を通り、汐入橋までの那智側右岸沿いの町道にございます道路照明灯7件分でございます。

18ページをお願いいたします。

項3河川費、目1河川維持費、補正額300万円は、町管理消火栓や排水路の堆積土砂撤去等、小規模な維持修繕工事に係る費用をお願いするものでございます。

続きまして、項6住宅費、目1住宅管理費、補正額412万5,000円につきましては、歳入のほうで御説明申し上げました那智第3団地の建物や倉庫の基礎、そして敷地の土間コンクリートなどの取壊しが延べ約310平方メートル、コンクリートがらのモルタル運搬積込み及び処方が約60立方メートル、取壊し用重機の回送費とその組立て費及びモノレールによる搬入、そして組立て解体用仮設足場一式に係る工事費をお願いするものでございます。

19ページ下段をお願いいたします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1町単土木施設災害復旧費、補正額1,050万円の増額をお願いするものでございます。今年4月から8月にかけて、国の災害復旧事業の採択となる雨量に達する前線や台風による集中豪雨の期間がこれまで6回ございましたが、国庫補助事業の対象となるような規模の公共土木施設の被害はございませんでした。ただし、国庫補助の対象にならない小規模なものや補助の適用外となる土砂撤去等の災害現場が発生し、御承認賜りました当初予算の工事請負費をもって対応してございますので、今後の台風や前線による集中豪雨で発生する災害に対応するための費用として150万円と、先月14日から15日にかけて台風7号の集中豪雨で発生しました小規模な道路の災害、狗子ノ川地区で1件、そして市野々、川関、浜ノ宮、南大井、庄、粉白、浦神地区の河川や支流での小規模な災害が計16件、合計17件分の国庫補助の対象にならない災害復旧及び土砂撤去等の費用900万円を合わせまして1,050万円の工事費をお願いさせていただきました。

配付させていただいておりますA4サイズ縦の議案第52号令和5年度那智勝浦町一般会計補正予算（第6号）建設課関係資料、位置図を御覧ください。

赤線で囲んだところが災害の発生箇所でございます。そして、それぞれの箇所に道路、河川の名称及び件数を記載させていただいております。

建設課の関係については以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 審議のほう、まだ継続して構わんですか。いいですか。よろしいですか。では、質疑を行います。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 一つは、中学校給食の調理の業務委託ですが、これをもって民間委託に切り替えていくという方向で進めるということではちょっと確認のほうです。それが一つ。

それからもう一つが、浦神小学校、13ページの歳出の企画費の中での浦神小学校の旧体育館の解体工事の問題ですが、これについて質問をしたいと思います。

地域にある学校の施設というのは、私は伝統やその地域の文化、こういったものを守っていく上で非常に大事な施設だと思っております。ほんで、そういう地域のコミュニティーの役割を果たす、こう役割を持っていると思うんですが、今回の解体に向けて、例えば有効活用も含めて地域のほうでどういう話合いが持たれたのかということについてお聞かせください。

それから2つ目は、この問題での2つ目は、これについては総務省の自治財政局財務調査課のほうから、こういう公共施設等総合管理計画を提出するように通達が出されていて、これは本町が平成28年3月に作成されたもので、それをちょっと総務課のほうから行って確認をさせ

いただきました。そういう意味での施設の総合的、統廃合などの管理計画、こういったものはこの具体的にこういったことに基づいて策定されてるのかということの一つ聞きたいです。

それから3つ目として、ここにですね、これと併せて建設課のほうでももらった各公共施設のいろんな解体、旧のほうから含めていろんな施設があるわけですが、その解体状況、解体についての優先の順位ですが、ここにもいろいろ書かれてあります。これにはいろんな、例えば旧消防署、旧観光会館、旧勝浦消防屯所といろいろあるんですが、浦神小学校の問題についてはね、優先度が低いとなってるんです。それが、ほかには高いところいっぱいあるんですが、その優先度の順位の高い低い、低いですね、浦神小、これがなぜ先になったのかということも併せてお聞かせください。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 中学校給食のこのたびの補正で、債務負担行為の限度額の設定をさせていただきますことに関してのお尋ねでございます。

中学校給食につきましては、給食の安定供給を図りたいと考えております。そのため、給食業務を専門的に行う業者への業務委託を進めていきたいと考えております。具体的には、今年度業者選定を行って、そして来年度1学期から業務委託に進めたいということを考えております。

あと、小学校給食についてでございますけども、小学校給食につきましては、今のところまずその調理員が不足するといった事態にはなってございません。そのため、小学校給食については、今後のことについては今のところは現状どおり進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 総務課のほうから、公共施設等総合管理計画についてお答え申し上げます。

まず、こちらの総合計画につきまして、具体的なところについての規定といたしますか、定めはございません。総合的な施設の管理計画というところで定めてございます。個別に個々の施設についてというところにつきましては、学校施設なりそういうところは個別に施設管理計画でいうところで定めてございますが、今回の浦神小学校、旧小学校体育館なり小学校というところについて、旧施設でございますので、この時点での定めというところはございません。

また、遊休施設でございます。普通財産となつてございます遊休施設等につきましては、浦神小学校の優先順位が低い高いというようなところは私どものほうではつけてございません。あくまで、当然古い施設が残っているところはございますが、あくまで有利な財源等を利用した上で、解体が必要であれば解体、そのようなことで進めたいというふうなところがございます。ですので、あくまで使用目的が決まって、優先順位、使用目的が決まった上で、当然それに伴う有利な財源というものがついてくるとおられますので、その財源を利用した上で壊すな

りそういうようなことで対応していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 2つ目の御質問でございました、地域コミュニティーとの話合いの状況はどうだったのかという御質問でございます。

浦神、旧浦神小のグラウンドを活用してスポーツの取組をしていらっしゃる団体さんがいらっしゃるということは、地域においてロケットに関する説明会等をさせていただいた際に、地元の方々とそういうお話し合いで御意見は頂戴してございますが、体育館につきましては現況利用状況がなかったということもあり、そうした御意見は頂戴していなかったところでございます。私が把握している限りではそういう状況なんですけれども、それ以外に承知していない部分等、手元に現在資料がございませんので、後ほどその辺りの詳しい資料ございましたらまた改めて御報告させていただければと思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） この一覧表、遊休施設の一覧表なんですが、遊休施設の一覧表なんですが、ここにはですね、ちゃんとロケット発射見学基地として活用を模索、体育館は令和5年度解体とこう書いてあるんです。ロケットの状況を見つ、次の方向性はロケットの状況を鑑みて検討必要とこうなっていて、最後に優先度は低いとなっているんです。そやから、そういう意味でいきますと、計画的には進められているんじゃないかなと思うんですが、もう一度そこを質問させていただきます。

それから地域の、僕はね、コミュニティー、色川小学校のときも質問したんですが、やっぱりその地域に持っている、非常に文化的な役割を果たす場所はね、やっぱり公共施設の中では学校というのが非常に大きいと思うんです。全国的にも公共施設、学校等の公共施設については、再活用の問題でいろいろと議論がされてきて、そういう方向で検討されている部分も多くなってると思います。

そのときに、総合計画に書かれている管理に対する基本原則、これですね。町の出したやつです。これも確かに、総合的に書かれてるというふうに私も理解をしております。この中にね、基本原則としてその書かれてる管理に対する基本原則1、施設総量の適正化、2、長寿命化の推進、3、民間活力の導入とこうあるわけですが、この2の視点からの長寿命化、これはどこでもいろんなことで検討されてるんですが、そういう意味での体育館の有効活用はそういう意味で考えなかったのかなということが、まず、そこをお願い、質問したいと思います。

これがですね、仮にこの予算書のあれで、補正予算のあれで見ますと、仮に1,909万円ほどの補助が出たとしても、一般財源からの支出が、仮にそこで減ってるわけですけども、さっきも総務課長のほうから有利なこの財源を取るんだということと言われてましたけれども、仮に、ここで仮で地方債1,700万円ですね、1,700、1,000円ですか、ごめんなさい、1,700万円分ですが、この財政支出となっていて、これはいずれはやっぱり返済しなければならない。それでこの間、観光企画課で僕とほかの議員さんでちょっと聞きに行ったときに、この金額について

はまだ定まっていない、先ほどの説明中でも、多分12月の補正でまたこの部分については説明させていただきますということだったと思うんですが、結局そうしたら町の持ち出し財政ですよね。これが今多分4,000万円ぐらいになってくるので、その借金で返済する部分はありますけどね、4,000万円ぐらいなってくるんじゃないかなと思います。そういう意味では、今本当に町の財政が大変になってきているときに、その財政シミュレーション、これをしっかり出しながらね、こういう計画でありますという方向性が僕は必要やないかなと思うんですが、その点はどうなっているのか。そういうシミュレーションを含めてその計画的に実施すべきだと思うんですけども、その点どうなっているかということで答弁のほうをお願いしたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 失礼いたしました。お答えいたします。

まず、議員がお持ちの資料でございます。こちらの中でございます部分と申しますのは、私ども総務の担当のほうで、今後予算編成等が始まってまいります。また、そんな中で計画的に取り組むものとして担当者レベルで作成したものでございます。これを公式的に優先度等、定めたものではございません。あくまで担当者レベルで予算要求していく上で優先度というような形で定めたものでございます。

また、長寿命化というところでございます。当然浦神小・中学校につきましては、1つ目といたしましては学校施設としての役目は終わってございます。そのような中で、当然維持管理をして長寿命化を図るというところでございますが、一度学校施設としての役目は終わっておりますので、維持管理に関して長寿命化というところを図ってはございません。ですから、長寿命化するために維持管理というところを行っていない施設でございます。

総務課のほうからは以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 財源について追加的に御説明をさせていただければと思います。

現時点で計上しております歳入のほうの1,909万8,000円でございますが、こちらのほうは今年の1月時点におきまして、その当時において概算で算出してございました解体工事費用、そこには当然アスベストのことも含んで計上しておいた費用でございますが、そちらをもって年初、当初に国に対して申請を行った当時の額の2分の1ということで内示をいただいております。これが、先ほどの御説明でも申し上げましたとおり、8月においてより高額な工事が伴う必要があるということが判明したため、工事費が増額してきたということでございます。

その状況について、国に対して追加的な変更交付を可能性を打診しておる状況でして、前向きに相談には乗っていただいている状況でございますので、改めまして12月において追加的な歳入の補正をお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 10番津本君。

○10番（津本・光君） 確かに学校施設としては使っていないんですが、これはもう全国的にそうなんですが、やっぱり使っていない校舎をそうしたらそのまま壊してしまうかといったら、そうじゃなくて有効活用することをいろんなところが検討している。1番この近くでいえばあそこの、小口の、小口小学校、あれはね、今はキャンプ場とそれからそこの宿泊施設に使っている、そういうことも含めてですが、全国的にもそういう有効活用の方向での検討はいろんなところでされて、そういう活用の仕方を、何せやっぱり壊すにしても膨大なお金がかかるわけですから。

そういうことで、その有効活用の面も含めて、地元での、やっぱり話合いが僕は一番大事だと思うんですよ。だから、地元で例えば反対、もしですよ、反対している者があったときに、そうしたら、それを行政のほうが強行的にそれを潰しますってやれないと思うんですよ。だから、そこらのところはね、地域住民の声をしっかり聞きながら、こういった方向性を進めていくということが僕は一番大事じゃないかなと思うんです。

だから、そういう意味で、最後のほうは私の意見になりましたが、やっぱり最後まで有効活用の方向を考えて検討すべきじゃないかということ私の意見として最後言わせていただいて質問を終わります。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 津本議員、今の質問は、今の質疑、答弁は求めないんですか。

○10番（津本・光君） 地域との話合いを重視してほしいということで、今後そういうことで考えがあるのであれば述べていただきたいなというふうに思います。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 地域との話合いの状況でございますが、ロケット発射場がこちらに設けられる、それから公式見学場が浦神小学校がその一つとして設定される、そうした状況を踏まえてですね、また渋滞対策等、これまでそうした観点から地域において何度も説明会ですとか意見交換の場というのは設けさせていただいてきたところでございます。ちょっと私、その体育館の解体に関するやり取りの状況について現在ちょっと手持ちで持っていないため、そこは改めて御説明させていただきたいと思うのですけれども、決して地域との話合いをしていないという状況ではございませんので、どうかよろしく願いいたします。

また、解体に関してなんでございますけれども、今後も物価の高騰、それから工費の高騰っていうものは今後とも続いてまいるかと思っておりますので、有利な財源等がある状況におきまして取り組んでまいりたいと思っております。

それから、議員おっしゃられましたように、校舎全体を解体するということは全く考えてなくてですね、今後そのロケットの初号機の打ち上げ等、そのときの見学にお越しになるお客様の状況、そうしたことを踏まえて校舎に関しての活用については引き続いて今後も検討を続けてまいりたいというふうに考えてございますので、どうかよろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） 幾つかちょっと確認をさせていただきたいと思います。

スペインとの、フィステーラ市ですか、締結を予定しているということで初めてちょっとお聞きしたんですけども、これは県が進められていることで、よいことだと思うんですけども、この交流協定とありますけど、これは、確認ですけどいわゆる姉妹都市とかそういうものではないですね。そこの辺りもう一度確認したいと思います。

それと、先ほど質問のありました浦神小学校の体育館の関係なんですけど、この一般補助施設整備債のこれ。これは有利な条件の起債なのかどうか、交付税措置があるのかどうかちょっと確認させていただきたいと思います。

それと、中学校の給食ですね。これはやっぱりできるだけ委託にならないようにとは思いますが、委員会ではいろいろと話が出ていたんですが、まあこれもちょっと急な決定です、そんなに、それほどやっぱり人材の確保というのはそれが本当に難しいのかどうか、再度確認をさせていただきたいと思います。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） スペイン国ガリシア州フィステーラ市との、そちらへの訪問に關することで御質問、姉妹都市提携には当たらないのかという御質問でございますが、現時点で考えておりますのは交流を始めましょうということでございまして、その先に姉妹都市というのは将来的にあるのかもしれないのですけれども、まずはその交流を始めたいというところで訪問してまいりたいというところでございます。県におきましても、両世界遺産間の巡礼道間での交流ということを進捗を進めていただいております。せんだってもスペイン国から二十数名、青年団の訪問等もあったかと思っておりますので、そうした関係におきまして、当町におきましてもそうした交流の中に参画してまいりたい、同じくゴールを有する町として交流を始めたい、そういう思いでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 13ページにございます旧浦神小学校体育館解体工事に係る財源という御質問でございました。この中で、地方債1,710万円を利用してございます。

こちら、12ページにございます町債の部分で、一般補助施設整備等事業債ということで、こちらの起債のほうを利用していただいております。こちら、一般補助施設等整備事業債につきましては充当率90%で、交付税措置率30%という形になってございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 中学校給食の現場の状況について御説明申し上げます。

まず、中学校給食ですが、令和2年7月から開始しております。開始当初、給食調理員7名体制でスタートしました。そして、令和2年9月から令和4年3月までは8名体制で運営ができておりました。その後、退職者が発生しまして、令和4年4月には6名、5月には7名、8

月は6名と、不安定な状況に陥っております。そして、令和4年11月には4名体制へととなりまして、この際にお弁当の日を設けさせていただいたという事情もございました。

その後、令和5年1月からは5名体制となりましたが、現状は6名となっております。その内訳につきましては、フルタイムの勤務が朝の7時半から15時30分までですが、このフルタイムの職員が2名、そして朝が30分遅い6時間30分の勤務の方が1名、そして5時間勤務の方が2名、そして4時間30分勤務の方が1名ということで、雇用が不安定な状況になっております。これを安定させるためにも専門業者への委託が適切ではないかと考えた次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 3番城本君。

○3番（城本和男君） なかなか姉妹都市というのはハードルが高いと思います。その先にあるということかもしれないということで、まだ交流協定ということで理解をさせていただきます。

それと、交付税、一般補助施設整備の交付税措置ですね、一応3割あるということで有利な起債ということで、地方創生の交付金もありますし、有利な条件ではないかと思えます。

学校給食については、厳しい状況は分かったんですけども、これからプロポーザルとか検討されると思うんですが、もう一度、今の現状でですね、委託にならないということも一度再考していただきたいと思えます。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 予算をお認めいただいた後にプロポーザルの実施ということを考えてございます。そのプロポーザルをするのですが、可能性としては応募業者がないということも、これも可能性としてはあるかと考えております。そういったことも含めまして、今後、来年度までに実施体制については検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

1番引地君。

○1番（引地稔治君） ちょっと確認させてください、すみません。

12ページのこの町債なんですけど、今充当90%の交付税措置が30%っておっしゃっていたんですけど、ほんでついでにこの下の災害復旧債の、事業債、その下のやつのこれ、交付税措置どれぐらいあるんかというのと。ほんで、こうやってもっと有利な債がなかったのかというのがありましたので。

前、町の広報でね、一般会計で140億円近く借金があるけど、交付税措置が60%を超えてあると。ほんで基金が50億円ぐらいでそんなに苦しくないやなって広報に載ったあったんでね、それを僕ちょっと質問したことがあったもんですからね。この30%の交付税措置というのがすごいもんなんか、大概措置してくれてあるものか、もっと交付税措置の高いもの、債があったんじゃないのかなと思ましてね、ちょっとお伺いしたかったです。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） お答えいたします。12ページに係ります町債の関係でございます。

まず1点目の、目10災害復旧債に係ります農林水産施設災害復旧事業の起債に対してでございますが、申し訳ございません、今、交付税措置等に係る資料等を持ち合わせてございません。後ほどお答えさせていただきたいと思っております。

2番目の御質問でございます中で、民間ロケット見学場整備事業に係る起債というところで、一般補助施設整備等事業債を使わせていただきました。議員おっしゃいますとおり、私どももやはり少しでも有利な起債、有利な補助金等を利用したいということで進めて、考えて、いろいろ議論しながら進めているところでございますが、今回の部分につきましては2分の1の補助を受けてございます。その補助裏としてこの一般補助施設整備等事業債が補助裏としてついてくるというような形で、ここの部分での利用しか今回のところはできないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 1番引地君。

○1番（引地稔治君） すいません。ほんなら、ちなみにその何年償還になったの、これ。認められたの。すぐ分かるやろ。

○議長（曾根和仁君） 総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 申し訳ございません、償還年数というところでございますが、今、手元に資料を持ち合わせてございません。申し訳ございません。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

8番東君。

○8番（東 信介君） 何点かお聞きします。

13ページの先ほど3番議員さんも言われてた交流協定ですか、フィステーラ市の。こういう動きがあるのが那智勝浦町だけなのか、それともサンティアゴの巡礼道に関してもこういう動きもあると思うんですけど、それが一点と。

16ページのベンチの関係なんですけど、50か所というさっきの説明あったんですが、大体どの辺を考えられてあるのかと、歳入で入った森林環境譲与税の中のどうせこれも伐採とかも入ってくると思うんですけど、その伐採したものとの関連性はあるのかが一点と。

15ページの施設外の、15ページの認可、子育て支援の児童措置費の中ですか、1人分の認可外の施設を利用した金額やと言うてたんやけど、どんな施設。これは参考で結構なんですけど、利用されているのか。

もう一点は、ちょっと気になったんですけど、16ページの王子浦歩道撤去工事なんですけど、おじゃ浦のこれ、避難道ではなかったんかなと思って、その辺ちょっと確認したいと思います。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） スペイン国ガリシア州との自治体単位での連携が当町だけなのか

どうなのかということですが、当町に対して和歌山県国際課のほうから申出という
か、働きかけというか、御提案がありましてという状況でございますが、和歌山県、熊野古道
に関連しましてほかにも主要な自治体でございますが、田辺市さんは既にコンポステーラ市との
ほうで友好協定もございます。その他にということで、今回私どもの町のほうに働きかけがあ
ったというふうに聞いてございます。また、ほかのところにも働きかけ、あるようには聞いて
ございますが、ほかの自治体のことでございますので私からはお答えを差し控えさせていただ
ければと思います。

以上でございます。

それから、王子浦のほうの御質問でございますが、整備当時、あの遊歩道に関しましては現
地での漁民の方の避難用の用途も……

〔「副町長よう知ってあるで」と呼ぶ者あり〕

それはまた、後ほど副町長のほうからということで。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） まず1つ目は、ベンチの設置箇所というところでございます。

各課、関係各課にですね、ベンチの希望調査をさせていただきました。今回、全体的には
150脚ほど上がってきましたが、まだこれからの事業ということで、取りあえずは50脚予定し
ているところの補正でございます。

場所につきましては、観光企画課のほうからは観光栈橋前であったり渡の島周辺、そしてま
た、教育委員会からのほうも、木戸浦周辺なり学校施設にも置きたいというところで考えてお
ります。また、当課の施設としましては、にぎわい市場、そして道の駅周辺というところで今
回は50脚の予定をしているところでございます。

そしてまた、伐採費用と関係あるのかということですが、今回の伐採につきまし
ては、下里天満地区の松の木の枯れている倒木の危険性があるという伐採でございますので、
あちらについてはもう伐採、そして処分までの委託費用になってございますので、そういうこ
とでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） こども未来課長竹原君。

○こども未来課長（竹原大二君） 認可外保育施設のお問合せでございます。

今回の認可外保育施設でございますが、施設の広さとか、認可外施設につきましては広さ、
施設の広さ、設備など、国の基準を満たしていない施設になってございます。保護者の多様
性、多様化するニーズに応えるなど特色のある保育所、保育の提供をしている施設というこ
とでございます。

そして、今回につきましては県外の認可外の幼稚園を御利用していただいておりますとい
うことでございます。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） 副町長瀧本君。

○副町長（瀧本雄之君） 先ほどありましたおじゃ浦の遊歩道に関してでございますが、当初はあそこ、補助事業でやったのは環境省の補助金で遊歩道としてあそこをつけさせていただいております。

その後、年数がたって遊歩道、現在の撤去する部分ですが、あそこがちょっと剥離や何やっで危ないということで閉鎖しなければいけないかなという判断の下、ただ、そのままですと遊歩道へ来て行き止まりでまた戻るとい形なりますので、あそこから何とか陸地へまでの歩道を延長するという、新規に新設するという、あそこから漁民避難道という形で補助金をいただいて、水産のほうの補助金、あの部分だけ水産の補助金でやらせていただいております。

○議長（曾根和仁君） 8番東君。

○8番（東 信介君） ベンチの件なんですけど、まあ今回は森林環境譲与税は下里天満の松林なんですけど、それを流用した箇所確保の伐採とかもありましたよね、年度で。那智の滝源流水資源保全事業基金のその流域で、何ていうん、川へ伐採、落ちてきた木が止まって困ったら、止まったら困るということで伐採されていましてよね。そういうこととこのベンチとは関連性がないかなと思っでちょっとお聞きしたんですけど、これから先、今そういう事業をされていくと思うんですけど、これは全く別のことで、材料は材料で製材所で買うということで認識したらいいのかな。

○議長（曾根和仁君） 農林水産課長村井君。

○農林水産課長（村井弘和君） お答えします。

今議員おっしゃるとおり、今回のベンチにつきましては新たに紀州材を確保して製作、設置までということになっております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 先ほど、1番議員からの御質問の中で答弁漏れがございましたので、補足説明させていただきます。

12ページでございます。

まず、町債の関係でございます、その中で、まず農林水産施設災害復旧事業を行います、現年単独災害復旧事業債につきましては充当率65%ということで、交付税措置につきましては財政力補正によって変わるものということでございます。47.5から85.5%、本町でおきますと恐らく50%であろうかというふうに考えてございます。

また、もう一つございました現年単独災害復旧事業債についての償還でございます。一応据置きが3年、償還が9年という形でございます。

以上、補足で説明させていただきます。どうも申し訳ございませんでした。

○議長（曾根和仁君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

休憩します。再開11時35分です。

~~~~~ ○ ~~~~~

11時23分 休憩

11時35分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（曾根和仁君） 再開します。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 先ほど、1番議員の質疑に対しての私の答弁の中で誤りがございましたので、修正させていただきたいと思います。

まず、12ページの町債の関係でございます。

まず、下、目10災害復旧債でございます。農林水産施設災害復旧事業に係ります現年単独災害復旧事業債につきまして、こちらの充当率は65%、そして交付税措置等は財政力補正により変わるんですが、恐らく本町の場合ですと50%程度になろうかというふうに考えてございます。こちらにつきましては、もう償還につきましては1年で、翌年1年で返す予定でございます。

それと、目1総務債のほうの民間ロケット見学場整備事業に係ります一般補助施設整備等事業債についてでございます。こちらは据置き3年、そして償還9年の合計12年ということでございます。申し訳ございません、このような形で訂正させていただきます。どうも申し訳ございませんでした。

○議長（曾根和仁君） 観光企画課長吉中君。

○観光企画課長（吉中秀郎君） 先ほど、10番津本議員からの御質問で答弁漏れがございましたので、お答えをさせていただきたいと思います。

地元、浦神西区、東区、両区長様に工事の概要をお伝えさせていただきまして、基本的に了ということでお返事を承っております。

以上でございます。

○議長（曾根和仁君） では、津本・光君からお手元に配付しました修正の動議が提出されております。

したがって、これを本件と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

10番津本君。

○10番（津本・光君） 浦神小学校体育館の解体工事についての修正案の説明をさせていただきます。

一般会計補正予算6号にある、浦神小学校の体育館解体工事の補正額5,850万円を減額した

修正案を私は提出し、その提案説明をこれからさせていただきたいと思います。

私は、1期目のときからそうですが、一般質問でこの公共事業等の費用についてですね、やっぱり町民から預かった税金でやるわけですから、これは町民の生活の向上と併せて取り組んでいくことになりますので、まずは町民のしっかり声を聞いて計画を立てるべきだということを繰り返し発言をしてみました。

質疑のときにも言いましたから、国のほうからも公共施設等総合管理計画の策定に当たっての指針が出されているわけですから、公共施設等の建て替えについては大幅な枠で考えていくことではなくて、地元のほうではしっかりそういうことを基にしながら財政的な面にやっぱり大きな負担になります。したがって、計画的に私はやるのが大事だと思ひまして、これは財政的なやっぱり負担になるということで、新設、それから解体も含めて計画を立てながら、それで前は、病院のときは財政シミュレーションも立ててやったと思いますが、そういったことを示しながら今後、提案をしていくべきではないかなというふうに考えます。

今回の解体工事の小学校の問題は、先ほども言いましたが、質問ときに言いましたが、優先順位が低いとされているもので、現実に防災マップを見ましたら、レッドゾーンの中にある公共施設、結構あるんですね。だから、そういうことを僕はまずやっぱり優先的に、その防災マップの中でレッドゾーンにあるところに町営住宅が入ってたりするような場所もあるわけですから、そういったところをまず僕は優先的にすべきじゃないかなというふうに考えています。

私、旧町立温泉病院の跡地の問題のときもそうですが、これ5年前で取り上げました。このとき、起債の有利さを求めていく中で、結局別の公共事業に取り替わってしまったという経緯があるわけですが、私はその公共事業の統廃合に向けてもしっかり町民の声を聞きながら、どういうまちづくりをしていくかという観点で考えていかなければならないかんじゃないかなと。そういう意味でも計画的にやるわけですから、シミュレーションをしっかり示しながら提案をすべきだというふうに考えております。

特に、学校などの施設の場合は、その地域の伝統や文化、これを守っていく拠点になるわけですから、公共事業の施設、これがコミュニティの役割を果たします。私、色川小中学校の建て替えのときも意見を言ったんですが、やっぱり文化財の価値としてあるものまでそのときは壊されました。そういう意味でいいましても、古くなった学校の施設、古くなったからすぐ解体じゃなくて、やっぱり、そういう地域の文化財としての重要な役割を果たすところがあるわけですから、その地域を守るためにも、いろんなところがこう残されながら、体育館も含めてですよ、考えていかなければならないんじゃないかなと思います。

例えば色川の籠小学校にふるさと塾があります。これはやっぱりその地域を守るということをね、やっぱり一定根底に据えて、計画的にずっとあと事業として残されていると。ほんであそこにいるんな人が移住して住んでいるという経過があると思います。それはそういった地域を守る者のためとして、学校の施設というのは非常に大事だと考えます。学校がなくなればふるさとがなくなるというふうに思われる方もおられます。そういう意味では今回の解体については、防災の豪雨災害とか地震の場合はね、津波がありますんであそこは避難場所にはなりま

せんが、防災の上で、豪雨災害とかそういう場合の、防災上の利用も含めてですね、有効活用の再検討を求めて私の修正案の提出をさせていただきます。御協力よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（曾根和仁君） では、修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。修正案が提出されていますので、討論の方法について説明します。

まず、原案賛成の討論を行い、次に原案と修正案の両方に反対の討論を行います。再度、原案賛成の討論を行い、続いて修正案賛成の討論を行います。繰り返します。まず、原案賛成の討論を行い、次に原案と修正案に反対の討論を行います。再度、原案賛成の討論を行い、続いて、修正案賛成の討論を行います。

それでは、討論を行います。

原案に賛成者の討論はありませんか。

3番城本君。

○3番（城本和男君） 原案に賛成をいたします。

優先順位が違うということで反対をされておりますが、工事費の5,850万円、これの約2分の1が地方創生交付金が見える、そしてまた一般補助施設整備起債ですか、こちらのほうも使えるということで、もちろん活用するために取り壊しということではありますが、またこれが、そのままにしておくとも負の財産にもなりかねません。町にとって有利な条件で取り壊す、解体工事を行うことについては賛成であります。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 次に、原案と修正案の両方に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 次に、原案の賛成者の討論はありませんか。

6番西君。

○6番（西 太吉君） まずですね、浦神小学校の体育館の現状として、雨漏り、シロアリ等の問題で実際に使用することが停止されていることがもう数年続いております。もうこのまま置いといても負の財産になることだけしかありませんので、ロケットの見学場がなくても地元としてはもう早く撤去していただきたいという意見も聞いております。

また、この発射見学場、これを有効にするには使えないスペースがあまりにも広過ぎますので、早急に撤去する必要があるということ。それと、まず一番大きな問題なんですけども、初めて那智勝浦町に来られる方もたくさんおられます。このロケット見学場に来られることを観光の一つのチャンスとして捉えて、来てよかった、来てみてよかったという那智勝浦町という

こととお見せして、さらにもう一回行きたい、今度は勝浦温泉に泊ってみたい、そういう思いをして帰っていただくためにも、見学場の整備等々は必ず必要なものでございます。ですので、この解体工事を進め、まだまだほかにも整備していかなければいけない点もありますけども、まず一番大きな面積を持っている使えない体育館というのを撤去していくのは早急に進めていかなければならないと考えます。よって、原案に賛成をしていきたいと思います。

以上です。

○議長（曾根和仁君） 次に、修正案に賛成者の討論はありませんか。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

これから議案第52号について採決を行います。

まず、本件に対し、津本・光君から提出されました修正案について起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（曾根和仁君） 起立少数です。したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決します。

原案に賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（曾根和仁君） 起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第53号 令和5年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（曾根和仁君） 日程第5、議案第53号令和5年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長太田君。

○住民課長（太田貴郎君） 議案第53号令和5年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

今回の補正は、法改正に伴うシステム改修費用と、令和4年度県支出金返納金をお願いするものです。

1ページのところです。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ585万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,844万6,000円とするものです。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

歳入合計、補正前の額23億1,258万8,000円、補正額585万8,000円、計23億1,844万6,000円です。

3ページをお願いします。

補正前の額、補正額、計ともに歳入と同額となっています。

続いて、4ページ、5ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括です。

歳入及び歳出、それぞれ補正額を585万8,000円増額をお願いするもので、5ページ、歳出の補正額の財源内訳は国県支出金が214万5,000円、一般財源が371万3,000円の増額となっています。

6ページをお願いします。

2、歳入です。

款4県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金の補正額214万5,000円につきましては、特別調整交付金の増額です。

続きまして、款7繰越金、項1繰越金、目1繰越金の補正額371万3,000円は、前年度繰越金となります。

7ページをお願いします。

歳出です。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の補正額214万5,000円の増額は、法改正により令和6年1月1日に施行される産前産後期間の保険税減額に伴うシステム改修費の補正です。当初予算では小規模なシステム改修に対応するため50万円の委託費を計上していますが、今回は法改正によるシステム改修のため、その改修費の全額の補正をお願いするものです。また、先ほど歳入で話しましたように、財源につきましては特別調整交付金全額を見込んでおります。

続いて、款7諸支出金、項2諸費、目1国県支出金返納金の補正額371万3,000円は、令和4年度分の保険給付費等交付金と、退職者医療給付費等交付金の精算に係る返納金の補正をお願いするものです。

説明は以上です。どうぞよろしくをお願いします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第53号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第54号 令和5年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（曾根和仁君） 日程第6、議案第54号令和5年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長仲君。

○福祉課長（仲 紀彦君） 議案第54号について御説明いたします。

議案第54号令和5年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第1号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,997万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,297万7,000円とするものでございます。

2ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

款7繰入金から款8繰越金の歳入合計、補正前の額19億9,300万3,000円に補正額3,997万4,000円を追加し、計20億3,297万7,000円とするものでございます。

3ページをお願いします。

歳出でございます。

款4基金積立金から款5諸支出金の補正で、歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括は、4ページの歳入合計、5ページの歳出合計、ともに同額でございます。5ページの歳出、補正額の財源内訳は一般財源でございます。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、節4低所得者保険料軽減繰入金66万7,000円は、一般会計で受入れしました令和4年度低所得者保険料軽減負担金、国、県の追加交付分に町負担分も合わせて繰り入れるものでございます。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金3,930万7,000円は、前年度繰越金を受け入れるものでございます。

7ページをお願いします。

歳出でございます。

款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金642万7,000円は、前年度実績の確定に伴い積み立てるものでございます。

款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金、節22償還金、利子及び割引料21万4,000円は、介護保険料の賦課誤りによる還付金7名分で、保険料20万3,800円、督促料100円、延滞金7,300円、還付加算金2,700円でございます。

平成27年度の介護保険法改正により、賦課決定の起算日が5月1日と定められたにもかかわらず、従前の8月1日のまま処理していたため、3か月間のタイムラグを生じさせてしまいました。介護保険料の時効期限は2年間でございます。法改正後の平成27年度以降において遡って修正申告する対象となりますが、時効期限が3か月間早まったことで、誤って時効後に付加した分を還付するものでございます。今後このようなことがないよう十分注意してまいります。

8ページをお願いします。

款5諸支出金、項2諸費、目1国県支出金返納金2,966万6,000円と、次の目2支払基金交付金返納金366万7,000円は、令和4年度介護給付費負担金及び地域支援事業費交付金の額確定による返納金でございます。令和4年度もコロナ禍の影響等により給付費が伸びず、その結果、返納金が多くなっております。補助金申請につきましては、より精査に努めてまいります。

以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第54号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第7 議案第55号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（曾根和仁君） 日程第7、議案第55号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 議案第55号固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

〔議案第55号朗読〕

石田守氏におかれましては、平成26年9月から固定資産評価審査委員会委員としてお務めいただいているところでございます。現在の任期は令和5年9月25日までとなっておりますが、引き続き固定資産評価審査委員会委員として任命いたしたくお願いするものでございます。

御同意いただけましたなら、任期は令和5年9月26日から令和8年9月25日までの3か年となります。

説明は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第55号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第56号 教育委員会委員の任命について

○議長（曾根和仁君） 日程第8、議案第56号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○参事（総務課長）（塩崎圭祐君） 議案第56号教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

〔議案第56号朗読〕

本館千子氏におかれましては、平成29年3月から教育委員会委員としてお務めいただいているところでございます。現在の任期は令和5年10月5日までとなっておりますが、引き続き教育委員会委員として任命いたしたくお願いするものでございます。

御同意いただきましたなら、任期は令和5年10月6日から令和9年10月5日までの任期となります。

説明は以上でございます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（曾根和仁君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第56号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（曾根和仁君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時04分 散会